

# 令和6年第1回

## 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 午後4時00分から午後4時30分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	<del>6番 澤田 正人</del>
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	

4. 欠席委員 (0人)

6番 澤田 正人

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の選出	植松 春雄 川島 史伸
第2	会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、清水野主事
第3	農政報告	参 与 續木課長 (代読川本局長)
第4	会務報告	事務局 川本局長
第5	議事参与の制限	なし
第6	報告第1号	農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第7	報告第2号	農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について
第8	報告第3号	農業者年金 (新制度・特例付加年金) 裁定請求の進達について
第9	議案第1号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第10	議案第2号	特例農用地利用規程の変更認定に係る意見書について

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事

7. 参与

續本敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和6年第1回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、9名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、善岡会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>本年もよろしくお祈いします。年前は心配をしていた積雪も十分となり、ダムの水の心配もなく春を迎えられるようです。この後天気心配もありますので、早めの進行に協力願います。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和6年 第1回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 植松委員・川島委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 清水野主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長が欠席のため、川本局長より願います。</p>
参与(續本) (代理川本局長)	<p>JA にて営農計画書の受付に合わせて畑地化等の確認作業を行っております。R6 の畑地化促進事業については、高収益作物の単価が3万円減の14万円/10a となりましたが、その他については本年度と大きく変更ありません。R8年の期限まで地域で十分な検討をお願いします。また、アライグマ講習会を開催しますので、参加をいただければと思います。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>会務報告 4ページをお開き下さい。</p> <p><b>【4ページ朗読】</b></p>
議 長	<p>日程第5 議事参与の制限について</p>

議事参与の制限はありません。

それではこれより、報告3件、議案2件の審議に入ります。

議長

日程第6 報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第7 報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第8 報告第3号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について、関連がありますので、一括で説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第1号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和6年1月25日提出

6ページをご覧下さい。

老齢年金番号 82

氏名

生年月日 昭和34年1月1日

進達日 令和6年1月11日

年金加入期間 昭和61年3月19日～平成14年1月1日

満65歳到達による裁定請求です。

7ページをお開き下さい。

報告第2号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、別紙の者に係る農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和6年1月25日提出

次のページをご覧下さい。

老齢年金番号 149

氏名

生年月日 昭和34年1月1日

進達日 令和6年1月11日  
年金加入期間 平成14年1月1日～平成27年4月2日  
満65歳到達による裁定請求です。

9ページをお開き下さい。

報告第3号 農業者年金（新制度・特例付加年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第15条の規定に基づき、別紙の者に係る特例付加年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和6年1月25日提出

10ページをご覧下さい。

番号 50

経営継承者

年金加入期間 平成14年1月1日～平成27年4月2日

基準日経営面積 43,436 m<sup>2</sup>

自留地 0 m<sup>2</sup>

第三者移譲で に継承しています。

以上で報告を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑等なし】

議長

日程第9 議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、最初に、番号6一売一1を事務局より説明願います。

事務局長

11ページをご覧下さい。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から

決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和6年1月25日提出

次のページをご覧ください。

番号 6-売-1

所有権の移転を受ける者

所有権の移転をする者

所有権の移転内容は、売買です。

移転時期は、令和6年1月26日です。

対価の支払期限は、令和6年3月29日です。

売買価格は 6,598,000円です。

土地の所在は、三谷130番1 外15筆、  
田が16筆、面積は42,200㎡となっております。

資料の1ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号6-売-1承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-売-1について承認いたします。

次に6-賃-1、事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-1

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年1月26日から令和8年12月31日です。

借賃は、301,600円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、美葉牛252番地1 外3筆

田が3筆、畑が1筆、面積 43,675㎡です。

資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

6-賃-1、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-1について承認いたします。

次に6-賃-2及び6-賃-3、関連がありますので、事務局より一括で説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-2

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年1月26日から令和10年12月31日です。

借賃は、245,760円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、三谷57番地3 外10筆

田が11筆、面積 53,411㎡です。

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-3

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者 [REDACTED]  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間は、令和6年1月26日から令和10年12月31日です。  
借賃は、14,720円です。  
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。  
土地の所在は、三谷126番地2 外1筆  
田が2筆、面積2,383㎡です。  
資料の3ページに6-賃-2は黄色で、6-賃-3は水色で色付けした  
航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。  
番号6-賃-2及び6-賃-3、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-2及び6-賃-3について承認いたします。  
次に6-賃-4について事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。  
番号 6-賃-4  
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]  
利用権の設定する者 [REDACTED]  
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間は、令和6年1月26日から令和8年12月31日です。  
借賃は、193,000円です。  
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。  
土地の所在は、板谷8番地1 外4筆  
田が5筆、面積20,294.81㎡です。

資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。  
番号6-賃-4承認とされる方は挙手をお願いいたします。



委 員

【全員挙手】

議 長

番号6-賃-4について承認いたします。  
次に6-賃-5について事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。  
番号 6-賃-5  
利用権の設定を受ける者   
利用権の設定する者   
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間は、令和6年1月26日から令和15年12月31日です。  
借賃は、601,200円です。  
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。  
土地の所在は、碧水84番地2 外9筆  
田が9筆、畑が1筆で 面積 74,125.64㎡です。  
資料の5ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

賃貸期間が前期間から含め、かなり長いと思うが、なぜか。

滝上推進員

生前贈与となっているためです。



議 長

外にご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。  
番号6-賃-5承認とされる方は挙手をお願いいたします。



委 員

【全員挙手】

議 長

番号6-賃-5について承認いたします。  
次に6-賃-6について事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。  
番号 6-賃-6  
利用権の設定を受ける者   
利用権の設定する者   
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間は、令和6年1月26日から令和15年12月31日です。  
借賃は、15,200円です。  
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。  
土地の所在は、美葉牛241番地9-1筆  
畑が1筆で 面積 7,656 m<sup>2</sup>です。  
資料の6ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。  
番号6-賃-6承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-6について承認いたします。  
次に6-賃-7及び6-賃-8、関連がありますので、事務局より一括  
で説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-7

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年1月26日から令和10年12月31日です。

借賃は、45,000円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、三谷565番地 1筆

畑が1筆、面積 15,674㎡です。

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-8

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年1月26日から令和6年12月31日です。

借賃は 120,300円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、板谷146番地4 外1筆

畑が2筆、面積 59,048㎡です。

資料の7ページに6-賃-7は黄色で、6-賃-8は水色で色付けした  
航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号6-賃-7及び6-賃-8、承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-7及び6-賃-8について承認いたします。

次に6-賃-9について事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-9

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年1月26日から令和15年12月31日です。

借賃は、568,500円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、美葉牛269番地1外14筆

田が6筆、畑が9筆で面積73,011㎡です。

資料の8ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号6-賃-9承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-9について承認いたします。

次に6-賃-10について事務局より説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 6-賃-10

利用権の設定を受ける者

利用権の設定する者

利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間は、令和6年1月26日から令和8年12月31日です。

借賃は、135,500円です。

支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。

土地の所在は、三谷140番地5外10筆

田が10筆、畑が1筆で面積36,077㎡です。

資料の9ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号6-賃-10承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号6-賃-10について承認いたします。

日程第9 議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認といたします。

日程第10 議案第2号 特例農用地利用規程の変更認定に係る意見書について説明願います。

事務局長

23ページをお開き下さい。

議案第2号 特例農用地利用規程の変更認定に係る意見書について

農業経営基盤強化促進法第24条第1項の規定により、北竜町から同意を求められた、別紙の農用地利用規程の変更認定について議決を求める。

令和6年1月25日提出

内容につきましては清水野主事より説明致します。

清水野主事

各地区の名簿と、A4 1枚で変更の内容のみ一覧としております。

(変更内容読み上げて説明)

不明な点等あれば、連絡をお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。同意とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第10 議案第2号 特例農用地利用規程の変更認定に係る意見書については同意と致します。

以上で第1回農業委員会総会を終了致します。